

# 青森県報

号外第二十五号

平成十九年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則二 三六(青森県人事委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させる規則)……………	(管理課) …… 一
人事委員会規則二 三一(人事委員会事務専決代決規則の一部を改正する規則)……………	(同) …… 二
人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………	(職員課) …… 二
人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 二
人事委員会規則七 〇(給料等の支給)等の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………	(同) …… 五
人事委員会規則七 五一(へき手当等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 七
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 七

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 八
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 八
人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一四
人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)等の一部を改正する規則……………	(同) …… 一五
人事委員会規則七 一七五(指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一五
人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一五

## 人事委員会

人事委員会規則二 三六(青森県人事委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させる規則)をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三六

青森県人事委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させる規則

青森県人事委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させる規則を次のように定

める。

第一条 地方自治法第八十条の七の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、青森県総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に補助執行させる。

一 職員に係る人事委員会規則七 一六六（扶養手当）第四条の規定による扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額額の認定並びに同規則第五条の規定による事後の確認に関する事。

二 職員に係る人事委員会規則七 一九（住居手当）第六条の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定並びに同規則第九条の規定による事後の確認に関する事。

三 職員に係る人事委員会規則七 四四（通勤手当）第四条の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二條の規定による事後の確認に関する事。

四 職員に係る人事委員会規則七 一五九（単身赴任手当）第八条の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額額の決定又は改定並びに同規則第十条の規定による事後の確認に関する事。

五 職員に係る人事委員会規則七 一八五（寒冷地手当）第八条の規定による確認に関する事。

2 人事課長は、前項に規定する補助執行に係る事務を専決することができる。  
3 人事課長は、前項の規定により専決することができる事務について、その所属する職員に専決又は代決させることができる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十一号中サを削り、シをサとし、スをしとし、セをスとし、同表第二十二号中「給料月額」を「号給」に改める。  
別表第二の管理課の項中四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号づつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則  
人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第四十三条第二項中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人青森県国際交流協会」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 農業者育成業務手当

（人事委員会規則七 三（県税事務手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七 三（県税事務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局の県税課又は県税事務所」を「又は地域県民局の県税課」に改める。

第三条第一項第一号中「又は県税事務所」を削り、同項第二号イ中「又は県税事務所」を削り、「総務課」を「管理課」に改める。

（人事委員会規則七 四（感染症等防疫作業手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七 四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「豚丹毒」を「高病原性鳥インフルエンザ」に、「及びかいせん」を「かいせん及び豚丹毒」に改める。

第三条ただし書を削る。

（人事委員会規則七 六三（精神保健業務手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七 六三（精神保健業務手当）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

（人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部改正）

第五条 人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する健康福祉こともセンター」を「に規定する地域県民局」に

「健康福祉こともセンター、保健所又は食肉衛生検査所」を「地域県民局の地域健康福祉部、保健所又は食肉衛生検査所」に、「環境保健センター、原子力センター

又は東地方農林水産事務所」を「地域県民局、環境保健センター又は原子力センター」

に、「環境保健センター又は原子力センター」に勤務する者のうち研究職給料表の適用を受ける者及び東地方農林水産事務所に勤務する職員で医療職給料表(□)の適用を受ける者以外の者」を「東青地域県民局地域農林水産部に勤務する職員で医療職給料表(□)の適用を受ける者以外の者及び環境保健センター又は原子力センターに勤務する者のうち研究職給料表の適用を受ける者」に改める。

（人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部改正）

第六条 人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局又は農林水産事務所」を「地域県民局」に改め、「又は農林水産事務所の家畜保健衛生所」を削る。

（人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部改正）

第七条 人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

（人事委員会規則七 一一七（公害等調査手当）の一部改正）

第八条 人事委員会規則七 一一七（公害等調査手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「環境保健センター若しくは原子力センター」を「地域県民局、環境保健センター若しくは原子力センター」に、「環境保健センター又は原子力センター」を「地域県民局の地域連携部、環境保健センター又は原子力センター」に改める。

第三条第一号中「環境保健センター若しくは原子力センター」を「地域県民局の地域連携部、環境保健センター若しくは原子力センター」に改め、同条第二号中「環境保健センター」を「地域県民局の地域連携部」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地域県民局の地域連携部に勤務する職員で前条に規定するものが検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務

（人事委員会規則七 一四八（農業者等育成業務手当）の一部改正）

第九条 人事委員会規則七 一四八（農業者等育成業務手当）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業者育成業務手当

農業者育成業務手当

第一条中「農業者等育成業務手当」を「農業者育成業務手当」に改める。  
 第二条中「次に掲げる職員」を「当農大に勤務する職員で、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員」に改め、各号を削る。

第三条中「又は漁業」を削り、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。  
 第四条第一項第一号中「(海洋学院長にあっては、七千六百円)」を削る。

(人事委員会規則七 一七〇(災害応急作業等手当)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七 一七〇(災害応急作業等手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。  
 第二条第二項中「又は県土整備事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条第五号及び同号の表中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一保健大学の項中「助教」を「准教授」に、「助手」を「助教又は助手」に改め、同表中央病院の項及びつくしが丘病院の項を削り、同表盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「特別教育」を「特別支援教育」に改め、同表小学校及び中学校の項中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第四号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

第五条第一項第一号中「、中学校」を「若しくは中学校又は県立の中学校」に改め、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同項第二号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第三号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は県立の中学校」に改める。

第五条の二中「、助教、講師」を「、准教授、講師、助教」に改める。

第七条中「、中央病院、つくしが丘病院、健康福祉こどもセンター」を削る。

第八条第一号中「、中央病院、つくしが丘病院、健康福祉こどもセンター」、「、歯科衛生士、歯科技工士」及び「、視能訓練士、臨床工学技士」を削り、同条第二号中「、健康福祉こどもセンター」を「、地域県民局地域農林水産部」に、「食肉衛生検査所及び農林水産事務所等」を「食肉衛生検査所等」に改める。

第九条中「、中央病院、つくしが丘病院、健康福祉こどもセンター」及び「、助産師」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「定員」を「定数」に改める。

第三十五条第五号及び第八号中「の支給割合が百分の十六又は百分の十四」を「に係る区分が六類又は七類」に改める。

別表第一の教育職給料表(一)級別標準職務表一級の項中「盲学校 聾学校又は養護学校(以下「特殊学校」という。）」を「特別支援学校」に改め、同表二級の項から四級の項までの規定中「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一の教育職給料表(二)級別標準職務表二級の項中「教諭又は養護教諭」を「教諭、養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第一の教育職給料表(三)級別標準職務表一級の項中「助手」を「助教又は助手」に改め、同表三級の項中「助教」を「准教授」に改める。

別表第一の医療職給料表(一)級別標準職務表の表中

二級	1 病院の診療科の長又は健康福祉こどもセンターの保健部長又はあすなろ医療療育センター、さわらび医療療育センター、環境保健センター若しくは精神保健福祉センターの長の職務 2 病院の診療科の副部長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
三級	1 病院の副院長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行

を

う病院の診療科の長等の職務

四級	1 病院の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
----	---

に改める。

二級	1 地域県民局地域健康福祉部保健総室長又は医療療育センター、環境保健センター若しくは精神保健福祉センターの長の職務 2 医療療育センターの診療科の長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
三級	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
四級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

別表第一の医療職給料表(二)級別標準職務表一級の項中「歯科衛生士、歯科技工士又はあん摩マツサージ指圧師(以下「歯科衛生士等」という。）」を「あん摩マツサージ指圧師」に改め、同表二級の項中「歯科衛生士等」を「あん摩マツサージ指圧師」に改め、同表中

五級	1 病院の薬剤部の副部長の職務 2 健康福祉こどもセンター又は食肉衛生検査所の課長の職務
六級	1 病院の薬剤部の部長の職務 2 食肉衛生検査所の長の職務 3 病院の困難な業務を処理する薬剤部の副部長の職務
七級	1 病院の困難な業務を処理する薬剤部の部長の職務 2 困難な業務を所掌する食肉衛生検査所の長の職務
五級	地域県民局地域健康福祉部又は食肉衛生検査所の課長の職務

を

七 級	困難な業務を所掌する食肉衛生検査所の長の職務
六 級	食肉衛生検査所の長の職務

に改める。

別表第一の医療職給料表(三)級別標準職務表二級の項中「又は助産師」を削り、同表中

五 級	1 総括主幹看護師、看護班長又は主幹看護師の職務 2 健康福祉こどもセンターの課長の職務
六 級	看護局次長、看護部長、看護指導監又は副看護部長
七 級	規模の大きい医療機関の看護局長の職務

を

五 級	1 総括主幹看護師、看護科長又は主幹看護師の職務 2 地域県民局地域健康福祉部の課長の職務
六 級	高度の知識経験に基づき困難な看護業務を行う職務
七 級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な看護業務を行う職務

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)級別資格基準表の表中

「養護教諭」を「養護教諭 栄養教諭」に改める。

別表第二の教育職給料表(三)級別資格基準表の表中

「助教諭」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改める。

別表第二の医療職給料表(二)級別資格基準表臨床工学技士の項、視能訓練士の項、歯科衛生士の項及び歯科技工士の項を削り、同表の備考中「臨床工学技士」、「視能訓練士」及び「歯科衛生士、歯科技工士」を削る。

別表第二の医療職給料表(三)級別資格基準表の表中

「保健師」を「保健師」に改め、同表の備考第二項中「及び助産師」を削る。

別表第三短大卒の項第二号(3)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表高校卒の項第一号(1)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第二号(1)中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表中学卒の項(1)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第六の教育職給料表(二)初任給基準表の表中

「養護教諭」を「養護教諭 栄養教諭」に改める。

別表第六の教育職給料表(三)初任給基準表の表中

「助手」を「助教」に改める。

別表第六の医療職給料表(二)初任給基準表臨床工学技士の項、視能訓練士の項、歯科衛生士の項及び歯科技工士の項を削る。

別表第六の医療職給料表(三)初任給基準表の表中

「保健師」を「保健師」に改め、同表の備考第三項中「助産師」を削る。

第二条 人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第三十六条第一項を削り、同条第二項中「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「前項第五号」の下に「掲げる職員に」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例第四条第五項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第七の二に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第三十六条第六項中「職員の」を「者の」に、「第一項」を「前項」に、「職員にあつては、」の下に「第一項から前項までの規定を適用したものとした場合に得

られる号給数を超えない範囲内で」を加え、同項後段を削り、同条第八項中「第二項」を「第一項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」を「第五項」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二 昇給号給数表(第三十六条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第35条各号に掲げる職員にあつては、3)	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同月二日から施行する。

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「野沢小学校入内分校 青森市大字入内字駒田一八の一」を

孫内小学校 青森市大字孫内字山科一七」を

孫内小学校 青森市大字孫内字山科一七」に、

「大川原小学校 黒石市大字大川原字門尻四七」を

市浦小学校 五所川原市相内岩井八五」を

市浦小学校 五所川原市相内岩井八五」に改める。

別表第二の小学校の表中

「内童子小学校 東津軽郡平内町大字内童子字観音三二」の二

茂浦小学校 東津軽郡平内町大字茂浦字向田二四の」を

茂浦小学校 東津軽郡平内町大字茂浦字向田二四の」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六一(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六一(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六一(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「支給割合が百分の二十五」を「区分が一類、二類又は三類」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「支給割合が百分の二十五又は百分の二十」を「区分が二類、三類、四類又は五類」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。  
(指定する職及び区分)

第二条 条例第七条の二第一項の人事委員会規則で指定する職は、別表第一に掲げる職とする。

2 別表第一に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、人事委員会が別に定める場合にあつては、人事委員会の定める区分とすることができる。

(支給額)

第三条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」とい

う。)以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別及び当該職に係る前条第二項の規定による区分に応じ、別表第二に掲げる額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、人事委員会が別に定める。

別表を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

組 織	職	区 分
知事の事務部局	本庁部長 行政改革・危機管理監 医師確保対策監 エネルギー総合対策局長 副出納長 地域県民局長	二類
	本庁理事 並行在来線調整監 観光局長 水産局長 東京事務所長 保健大学事務局長 美術館事務局長	三類
	本庁部次長 エネルギー総合対策局次長 出納局次長 保健大学副学長	四類
参 事	本庁室長(職務の級行政職給料表八級のものに限る。) 地域県民局の部長(区分六類のものを除く。) 環境保健センター所長 工業総合研究センター所長 八戸工科学院長 農林総合研究センター所長 農林総合研究センターグリーンバイオセンター所	五類



<p>水産総合研究センター所長</p> <p>本庁課長</p> <p>本庁室長（区分五類のものを除く。）</p> <p>チームリーダー</p> <p>地域県民局地域連携部管理室長</p> <p>地域県民局県税部長</p> <p>地域県民局地域健康福祉部保健総室長</p> <p>地域県民局地域健康福祉部福祉総室長</p> <p>地域県民局地域健康福祉部こども相談総室長</p> <p>東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所長</p> <p>地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所長（区分八類のものを除く。）</p> <p>東青地域県民局地域整備部青森港管理所長</p> <p>三八地域県民局地域整備部八戸港管理所長</p> <p>西北地域県民局地域整備部鰯ヶ沢道路河川事業所長</p> <p>消防学校長</p> <p>鉄道管理事務所長</p> <p>保健大学学部長</p> <p>保健大学健康科学研究科長</p> <p>動物愛護センター所長</p> <p>十和田食肉衛生検査所長</p> <p>田舎館食肉衛生検査所長</p> <p>女性相談所長</p> <p>子ども自立センターみらい所長</p> <p>障害者相談センター所長</p> <p>あすなる医療療育センター所長</p> <p>あすなる医療療育センター次長（本庁課長を兼務する者に限る。）</p> <p>さわらび医療療育センター所長</p> <p>精神保健福祉センター所長</p> <p>県外情報センター所長</p> <p>工業総合研究センター八戸地域技術研究所長</p> <p>高等技術専門校長</p> <p>弘前高等技術専門校つがる校長</p>	<p>長</p>
	<p>六類</p>

<p>八戸工科学院三沢校長</p> <p>障害者職業訓練校長</p> <p>農林総合研究センター畑作園芸試験場長</p> <p>農林総合研究センターフラワーセンター21あおもり所長</p> <p>農林総合研究センターりんご試験場長</p> <p>農林総合研究センター畜産試験場長</p> <p>農林総合研究センター林業試験場長</p> <p>水産総合研究センター増養殖研究所長</p> <p>水産総合研究センター内水面研究所長</p> <p>ふるさと食品研究センター所長</p> <p>ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター所長</p> <p>ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター所長</p> <p>農業大学校長</p> <p>営農大学校長</p> <p>青森空港管理事務所長</p> <p>総括副参事</p> <p>企画調整報道監（職務の級行政職給料表七級のものに限る。）</p> <p>総務事務集中管理監</p> <p>建築工事総括検査監</p> <p>IT専門監</p> <p>環境再生調整監</p> <p>上北地域県民局地域健康福祉部保健総室次長</p> <p>地域県民局地域農林水産部次長</p> <p>地域県民局地域整備部次長（区分九類のものを除く。）</p> <p>東京事務所次長</p> <p>産業立地推進監</p> <p>環境保健センター次長</p> <p>総括研究管理監</p> <p>保健大学学生部長</p> <p>保健大学附属図書館長</p> <p>保健大学健康科学教育センター長</p> <p>保健大学健康科学研究センター長</p>	<p>七類</p>
---	-----------

<p>保健大学事務局次長 さわらび医療療育センター次長 工業総合研究センター次長 美術館次長 八戸工科学院副学院長 農林総合研究センター次長 農林総合研究センター総務室長 水産総合研究センター総合企画室長 ふるさと食品研究センター総合企画室長</p>	<p>地域県民局地域連携部地域支援室長 地域県民局地域連携部環境管理事務所長 地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長（区分六類のものを除く。） 地域県民局地域農林水産部水産事務所長 地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所長（職務の級行政職給料表六級のものに限る。） 東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所長 東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所長 中北地域県民局地域整備部目屋ダム管理所長 上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所長 原子力センター所長 工業総合研究センター弘前地域技術研究所長 農林総合研究センターりんご試験場県南果樹研究センター所長 農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術センター所長 農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長 ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター つがる農産物加工センター所長</p>	<p>八類</p>	<p>九類</p>
<p>知事秘書 副参事 企画調整報道監（区分七類のものを除く。） 土木工事検査監 建築工事検査監 設備工事検査監</p>			

<p>薬事指導監 医療指導監 農林建築指導監 七里長浜港利用促進監 地域県民局県税部長 税務調査監 地域県民局地域健康福祉部企画調整室長 地域県民局地域健康福祉部保健総室次長（区分七類のものを除く。） 地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長 保健医長 衛生指導監 歯科衛生推進監 監査指導監 地域県民局地域農林水産部普及指導室長 りんご生産指導監 農産園芸推進監 畜産推進監 林務調整監 農村整備調整監 地域県民局地域整備部次長（職務の級行政職給料表六級のものに限る。） 工事調整監 建築調整監 世増ダム管理監 白糠パイパス整備推進監 鉄道管理事務所次長 環境保健センター総務室長 研究調整監 原子力センター次長 保健大学学科長 保健大学人間総合科学科科主任教授 保健大学健康科学教育センターの科の長 保健大学健康科学研究センター研究開発科長 保健大学事務局総務課長 十和田食肉衛生検査所次長</p>			
---	--	--	--



警察	県立高等学校、 県立特別支援学 校、県立中学校、 市町村立学校職 員給与負担法 (昭和二十三年 法律第二百二十五 号)第一条及び 第二条に規定す る学校	
本部長	校長 教頭 分校主事である教諭 事務長	少年自然の家所長 総括副参事 埋蔵文化財調査センター次長 図書館副館長 総合社会教育センター副所長 総合学校教育センター副所長 郷土館副館長 副参事 企画調整報道監 県立学校課特別支援教育室長 スポーツ健康課全国スポーツ・レクリエーション 祭推進室長 文化財保護課三内丸山遺跡対策室長 郷土館課長
四類	十類(事務長のうち人事委員会が定めるものによるものは九類の二)	七類 九類 八類(人事委員会の定めるところにあるものは六類)

別表第一の次に次の表を加える。

特務参事官 首席監察官 首席参事官 警察学校長 警察署長(職務の級警察職給料表九級のものに限る。) 参事官 参事 警察署長(職務の級警察職給料表八級のものに限る。) 本部課長 科学捜査研究所長 監察官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警察署長(区分四類及び五類のものを除く。) 総括副参事 総括研究管理官 理事官 管理官 警察学校副校長 警察署副署長(区分九類のものを除く。) 監査室長 調査官 施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 副参事 警察署副署長(職務の級警察職給料表六級のものに 限る。) )	九類
七類	七類
六類	六類
五類	五類

別表第二 ( 第三条関係 )

一 医療職給料表(一)以外の給料表

区分	管理職手当の額
一類	139,300円
二類	130,300円
三類	104,200円
四類	94,000円
五類	82,200円
六類	77,400円
七類	66,400円
八類	62,300円
八類の二	57,100円
九類	51,900円
九類の二	49,600円
十類	31,700円

二 医療職給料表(一)

区分	管理職手当の額
二類	137,700円
三類	110,100円

四類	102,800円
五類	89,900円
六類	83,500円
七類	71,600円
九類	59,700円

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「の支給割合が百分の二十五、百分の二十三、百分の二十又は百分の十八」を「に係る区分が一類、二類、三類、四類又は五類」に改める。

第五条の四第一項第一号中「の支給割合が百分の二十五、百分の二十三、百分の二十又は百分の十八」を「に係る区分が一類、二類、三類、四類又は五類」に改め、同条第二項第一号中「支給割合が百分の二十五」を「区分が一類又は二類」に改め、同項第二号中「支給割合が百分の二十三」を「区分が三類」に改め、同項第三号中「支給割合が百分の二十」を「区分が四類」に改め、同項第四号中「支給割合が百分の十八」を「区分が五類」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から適用する。

人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
ここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。  
附則別表中「百分の十三」を「百分の十四」に、「百分の十一」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の八」に、「百分の四」を「百分の五」に、「百分の一」を「百分の二」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。  
別表第一中

「エネルギー総合対策局職員六ヶ所村駐在」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 を

「ITER支援室職員六ヶ所村駐在」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 に、

「十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 を

「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 に、

「大間警察署下風呂警察官駐在所」 下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八三の一 を

「大間警察署易国間警察官駐在所」 下北郡風間浦村大字易国間字大川目一一九 を

「大間警察署風間浦警察官駐在所」 下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八三の一 に、

「西北教育事務所社会教育主事深浦町駐在」 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七 を

「下北教育事務所社会教育主事大間町駐在」 下北郡大間町大字大間字大間九一 を

「下北教育事務所社会教育主事大間町駐在」 下北郡大間町大字大間字大間九一 を

「下北教育事務所社会教育主事東通村駐在」 下北郡東通村砂子又字沢内五の三四 に改める。

別表第二中  
「むつ警察署宿野部警察官駐在所」 むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七 を

「鰯ヶ沢警察署北金ヶ沢警察官駐在所」 西津軽郡深浦町大字関字柝沢八四の一六 を

「鰯ヶ沢警察署北金ヶ沢警察官駐在所」 西津軽郡深浦町大字関字柝沢八四の一六 を

「つがる警察署丸山警察官駐在所」 つがる市木造丸山竹鼻八四の二三 を

「八戸警察署田代警察官駐在所」 三戸郡階上町大字田代字横窪一八の一 を

「八戸警察署田代警察官駐在所」 三戸郡階上町大字田代字横窪一八の一 を

「今別高等学校」 東津軽郡今別町大字今別字西田二五八 を

「青森北高等学校今別校舎」 東津軽郡今別町大字今別字西田二五八 を

附 則  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)等の一部を改正する規則

(人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「別表に掲げる支給割合の区分」を「第二条第二項の規定による区分」に改め、同号アからクまでを次のように改める。

ア 一類及び二類 一万二千元

イ 三類 一万千元

ウ 四類 一万元

エ 五類 九千元

オ 六類 八千五百円

カ 七類 七千五百円

キ 八類 七千元

ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 六千元

第二条第一項第二号中「第二条第一号」を「第二条第一項」に改め、同号ウ中「八千元」を「八千五百円」に改め、同号エ中「六千元」を「七千元」に改め、同項第三号ウ中「八千元」を「八千五百円」に改め、同号エ中「六千元」を「七千元」に改める。

(人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則(平成十四年三月二十九日公布)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則(平成十四年三月二十九日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「規定にかかわらず」の下に「平成十九年三月三十一日までの間」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一七五(指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一七五(指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額)の一部を改正する規則

一部を改正する規則

人事委員会規則七 一七五(指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額)の一部を次のように改正する。

「五号給の額」を「二号給の額」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十二号中「若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第十三条」を削る。

別表第四十一条第一号の項中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭